

日本生活期リハビリテーション医学会認定医の認定に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、日本生活期リハビリテーション医学会認定医制度に関する規則に基づき、日本生活期リハビリテーション医学会認定医（以下、生活期認定医という）になることを目標とする研修ならびに認定に関する手続きについて定めるものである。

(資格)

第2条 生活期認定医として認定を受けられるものは、次の各号に掲げる規定を満たしたものに限る。

- (1) 医師資格取得後6年以上かつ3年以上の生活期のリハビリテーション診療経験を有していること。
- (2) 本医学会加入後連続して2年以上を経過していること。
- (3) 「生活期のリハビリテーション医療にかかわる医師のための研修会」の初級、中級、上級の研修会を全て修了していること。
- (4) 生活期のリハビリテーション医療を担当した10症例の症例報告（1症例1,200字）を提出すること。
- (5) 生活期のリハビリテーション医療及び地域活動の実績を提出すること。
- (6) 日本生活期リハビリテーション医学会学術集会、日本リハビリテーション医学会学術集会、日本リハビリテーション医学会秋季学術集会、日本リハビリテーション医学会地方会学術集会にて生活期のリハビリテーション医学・医療に関する発表（主演者に限る）を1回以上行っていること。

(改廃)

第3条 本内規の改廃は、理事会の承認を経て総会において報告するものとする。

(附則)

- 1 本内規は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 本内規は、令和6年4月3日から施行する。